

第1章 計画の策定にあたって

1. 第4期名寄市地域福祉実践計画「つながり」

I) 地域福祉実践計画

この計画は市町村社会福祉協議会が策定する計画で、そのまちに暮らす市民一人ひとりが地域社会を担う一員として、自分のまちについて考え、住みよい地域づくりを行っていくために、町内会などの住民組織やボランティア団体・福祉団体・福祉施設などとの協働や地域の様々な社会資源の力を結集してまちづくりを進めるための具体的な行動計画です。

この計画では地域の課題を整理し、それらの課題解決に向けた行動を市民と共に進めていくために様々な取り組みを提案しています。

また、これからの地域には人と人とのつながり、世代を超えたつながり、各関係機関とのつながりなど、様々な「つながり」が重要になってくることから、名寄市社会福祉協議会（以下「名寄社協」という）では本計画の名称を「つながり」としました。

II) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は社会福祉法第109条にて、地域福祉の推進を目的とする団体として明確に位置づけられており、市民主体の理念に基づいて地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域を目指して事業を展開している民間の社会福祉法人です。

◆名寄社協の具体的事業

- ・町内会ネットワーク事業
- ・名寄市ボランティアセンター
- ・ふれあい広場
- ・ふれあい家族交流会
- ・なよろヘルパーセンターぬくもり
- ・名寄社協指定居宅介護支援事業所
- ・住民参加型在宅福祉サービス「ほのぼの倶楽部」
- ・多分野、多世代地域活動拠点「ここほっと」
- ・名寄社協生活相談支援センター など

Ⅲ) 名寄市第4期地域福祉実践計画「つながり」と地域福祉計画

社会福祉法第107条では、地域福祉を積極的に進めていくため、市町村が「地域福祉計画」を策定することが定められており、名寄市では本計画と同じく平成29年度から第2期計画（はっぴ〜コミュニティ2017）が施行されます。

この「地域福祉計画」が行政計画であるのに対して、社会福祉協議会の「地域福祉実践計画」は市民、民間の立場から策定するもので、市民や福祉施設・関係団体の具体的な取り組みを示した行動計画となっています。計画としては別々のものですが、名寄市における地域福祉推進という目的は同様のため、これら二つの計画の整合性が図られ、車の両輪となって名寄市における地域福祉の推進を図っていきます。

2. 計画策定の背景

I) 地域福祉の現状

少子高齢化社会の到来、核家族化、地域の結びつきの希薄化、障がい者・長期入院患者の地域移行など従来に比べ地域社会は大きく変化し、それに伴い、地域社会で起きている様々な生活・福祉課題は、既存の制度だけでは解決が難しいものも多く、多様で柔軟な支援やサービスを創り出していく必要があります。

そのため、本計画をとおして名寄市に混在する様々な課題を市民が自分のこととして捉え、地域全体で課題解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域を目指していきます。

II) 名寄市の現状

名寄市は平成18年3月、旧名寄市と旧風連町の合併により誕生し、北北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川の恵みと豊かな自然にあふれた環境にあり、農業を基幹産業とするまちです。

人口は、合併時の平成18年10月末には31,544人でしたが、年々減少し、平成23年から24年にかけて3万人を下回り、平成28年10月末現在では、28,297人、世帯数が14,286世帯となっています。

しかしながら、65歳以上の高齢者は年々増加傾向にあり、平成18年10月末には、高齢化率が25.1%でしたが、平成28年10月末現在では31.0%となっています。

平成27年10月に策定の「名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」が示した「名寄市の人口の将来展望」によると、25年後の人口は年少人口と生産年齢人口の減少により、現在より3,700人近く減少する見込みとなっていますが、65歳上の高齢者人口はほぼ横ばいの見込みのため、人口に占める高齢者の割合は更に高くなると推計されています。

3. 計画期間

2017年4月1日～2022年3月31日（5年間）

第4期名寄市地域福祉実践計画は2017年4月から2022年3月までの5年計画とします。

ただし、地域の状況や関係法・制度の改正、社会情勢の変化などによる影響や、地域における新たな問題、ニーズなどが明らかになった場合には、これらの状況に対応した取り組みができるよう、必要に応じて見直しを行います。